

ストップ!

# 遊休農地

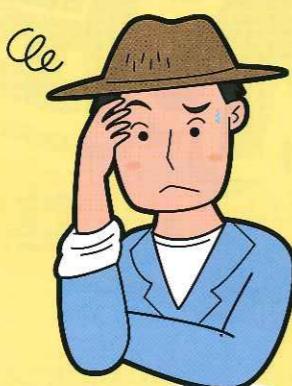
農地はみんなの宝物



# かけがえのない農地を守り、 有効に利用しましょう！

## 1 遊休農地が発生すると 環境の悪化につながります

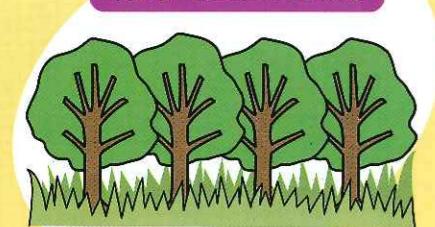
産業廃棄物等の不法投棄



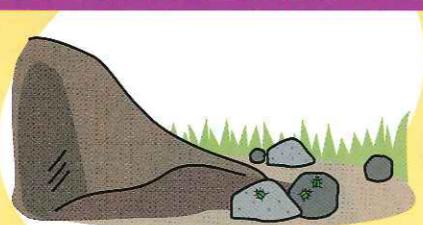
火災の発生



雑木・雑草の繁茂



病害虫の発生、土砂等のたい積



鳥獣害の発生



## 2 農地は荒らさず耕作しましょう！

農地の権利を有するものは…

### 「農地を農地として利用する責務」 があります！

※平成21年12月、新たな農地法が施行され、「農地の所有権・賃借権等を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の“責務規定”が設けられました。

- 農地は「限りあるかけがえのない資源」です。
- 農地は一度荒れてしまうと、もとの耕作できる状態に戻すのに大変な手間と労力がかかりてしまいます。
- わが国の食料自給力を維持し、今後さらに高めるためにも、農地を有効に活用しましょう。
- 自ら耕作できない等、農地の利用でお悩みの方はお早めに地元の農業委員や農業委員会事務局にご相談下さい。



## 3 遊休農地を放つておくと 法的措置がとられます！

(農地法第30条～44条)

農業委員会の指導

遊休農地や周辺農地に比べて低利用の農地の所有者等に対して、農業上の利用を促進するよう農業委員会から指導されます。

遊休農地である旨の通知

指導しても是正されない場合等は、農業委員会から「遊休農地」である旨の通知が来ます。

利用計画の届出

通知を受けた農地所有者等は、今後の利用計画を農業委員会に届け出なければなりません。

買入れ等の協議

勧告に従わない場合は、農地保有合理化法人や農地利用集積円滑化団体による所有権の移転等の協議が行われます(協議が整わない場合には、都道府県知事の調停、最終的には知事の裁定による特定利用権(強制的賃借権)の設定に及びます)。

市町村長の代執行

当該農地が周辺農地に著しい支障(病害虫の発生や雑草の繁茂など)を及ぼす時には、市町村長から直ちに遊休農地の所有者等に対し、遊休農地の草刈り等、支障の除去のために必要なことが命ぜられ、その措置命令に従わないときは、市町村長による代執行が行われます。



市町村長の措置命令に違反した場合は30万円以下の罰金。利用計画の届出をせず、または虚偽の届出をした場合、ならびに農業委員会の勧告を受け、当該勧告に基づく措置状況の報告をせず、または虚偽の報告をした場合は30万円以下の過料。

必要な措置の勧告

利用計画の内容が不適切な場合や届け出がない場合等には、農業委員会から必要な措置をとるよう勧告されます。

## 遊休農地の活用方向を考えよう！

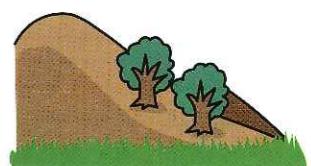
### 1 農業的活用

#### ●基盤整備と担い手への利用集積

各種事業等を活用し、必要に応じて基盤整備等を行い、農業委員会の利用調整活動で、積極的に地域の担い手への利用集積を図っていきましょう。

#### ●市民農園・福祉農園等への利活用

市民農園に活用していくのも有効です。農業体験学習のための学童農園、心身に障害をもつ人々の健康回復に有益な福祉農園や園芸療法農園等への有効活用も進めていきましょう。



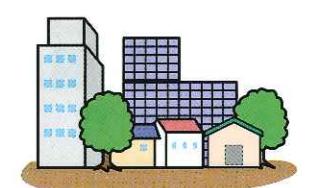
### 2 環境・林業的活用

農地への復旧がどうしても難しい山間・谷地田等の遊休農地は、ソバ、レンゲなどの景観作物を作付けしたりケヤキ、ナラなどの広葉樹の植栽を進めましょう。



### 3 非農業的活用

遊休農地が宅地の中に点在するなどで、農業活用、環境・林業的活用がどうしても難しい場合には、公共用施設用地や宅地開発等の非農業的活用も必要です。



# 農業委員会が農地の利用状況を調査します!

新たな農地法では、これまで農業委員会が行ってきた「農地パトロール」が法定化されました!

農業委員会が地域を巡回して調査を行いますので、皆様のご理解・ご協力よろしくお願いします。



## 農地の有効利用に農地情報提供システムをご利用ください

●情報登録や閲覧、問合せは全て無料です。  
●郵送による情報登録も可能です。

農地情報提供システム

検索

### 農地情報提供システム

- 最終的な交渉、契約は当事者間で行うことになりますが、契約等がスムーズにおこなわれるよう支援します。
- 登録いただいた情報について利用者から直接問合せ・相談を受けることはありません。
- 農地の賃借・売買にあたっては、農地法の許可が必要となります。

#### 貸出・売却農地情報

- 所在地(大字まで)
- 地目、面積
- 現況、隣接道路
- 契約条件(価格、賃借料、賃借期間等) 等

登  
録

- 貸したい、売りたい農地の所有者

- 相談した農地の管理・処分に困っている方
- 離農者および離農を考えている方 等

#### 賃借料情報

- 市町村ごとの地目別・  
利用状況別賃借料 等

#### その他

- 新規就農者受入支援情報
- 農地の賃借・売買Q&A 等

閲  
覧  
・  
問  
い  
合  
せ

- 経営規模を拡大したい農家
- 新規参入を希望する方(個人・法人)
- 田舎暮らしを希望する方 等

インターネットで情報の登録・提供を行います。

貸したい・売りたい農地をご登録下さい。

農地情報提供システムは、全国農業会議所・(社)全国農地保有合理化協会で運営しています。

ご連絡・お問い合わせ先

全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8(中央労働基準協会ビル)  
Tel.03-6910-1123 <http://agri.nca.or.jp/>

農業委員会法に基づき設立された農業者を代表する組織です。